平成２３年（フ）第１１９号
埼玉県八潮市緑町１丁目４番地８、破産手続開始時の住所埼玉県八潮市大字鶴ケ曽根856番地26
破産者　古谷野照代
1　決定年月日　平成23年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇671－３　時松アパート103、住民票上の住所大分県玖珠郡玖珠町大字古後446番地
破産者　本田　史郎
1　決定年月日　平成23年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第８８０号
神奈川県平塚市東真土２丁目19番89―105号湘南コテージ
破産者　大槻　一美
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４０６号
熊本市京塚本町63－１　セジュール京塚202号、住民票上の住所熊本県天草市久玉町5706番地17
破産者　塩田　継義
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結

平成２１年（フ）第７０７０号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目５―28、商業登記簿上の本店所在地大阪市東成区中道１丁目12番22号
破産者　株式会社二上鉄工所
1　決定年月日　平成23年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６３９号
東京都武蔵村山市大南２丁目14番地の13
破産者　尾崎スマ子
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３７７号
東京都調布市柴崎２丁目７番地１都営柴崎２丁目アパート１―208
破産者　横山　捷雄
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３９１号
東京都清瀬市中清戸１丁目489番地７
破産者　渡部　　勲
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９１０号
福岡市中央区西中洲11番９号
破産者　株式会社コスモセブン
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６１３号
福岡市早良区野芥３丁目27番７号
破産者　株式会社岩田工務店
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５９２号
奈良市芝辻町４丁目１番地の15　メゾン佐保Ａ―111号
破産者　益永　　勉
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１２７号
奈良市疋田町５丁目239番地の３　スカイヴィレッジＢ棟101号
破産者　小川　千秋
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５０１号
熊本市水前寺３丁目16番24―402号、開始決定時の住所熊本市横手４丁目21番47号
破産者　前田サチ子
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７６４号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水5900番地325
破産者　三谷千都士
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２４４号
新潟県南魚沼市六日町2884番地
破産者　佐藤眞奈美
1　決定年月日　平成23年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第５２８号
静岡県沼津市足高332番地の42
破産者　志村　　洋
1　決定年月日　平成23年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３０１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙135番地
破産者　福田　　豊
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部